

第22回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年4月11日（月） 午前9時30分から午前10時20分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 第2会議室

3. 出席委員（8名）

| | |
|------|-------|
| 会 長 | 古賀 正廣 |
| 2番委員 | 梅野 節子 |
| 3番委員 | 鳥越 孝広 |
| 4番委員 | 中島 照章 |
| 5番委員 | 石橋 祐一 |
| 6番委員 | 藤原 優子 |
| 8番委員 | 池端 祥久 |
| 9番委員 | 内野 和幸 |

4. 欠席委員（1名）

| | |
|------|-------|
| 7番委員 | 伊藤 照子 |
|------|-------|

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について
報告第4号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 土山 浩文 |
| 次 長 | 野田 稔雄 |
| 職 員 | 塚本 雄二 |
| 職 員 | 堀江 陽子 |

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第22回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、4番委員、5番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思います、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それではそうさせていただきます。
 では、早速、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 このことについては、2件の申請があつているものでございます。
 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは総会資料1ページをご覧ください。(資料読み上げ)
 譲受人〇〇さんの耕作面積欄ですが、大牟田市内の耕作面積がないため0となっておりますが、〇〇市、△△市、□□町で耕作されており、それぞれの農業委員会耕作証明を提出頂いております。

 農業機械については、この周辺の西端に倉庫を所有されており、そちらに保管すると伺っております。乾燥機については、一番広く稲作をされている□□町に乾燥小屋があるとのこと。年齢的な面からも後継者等の点をお尋ねしたところ、3名の従事者雇用をされているとの返答、並びに記載がございました。

 当地については、水路管理が難しく道の状況からも作りにくい土地であることをご説明し、市街化区域の農地取得でありますので、転用が目的ではなく農業を行うための農地取得であることを確認するため、誓約書の提出をお願いし、農業を行うということで提出頂いているところでございます。

 以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

議長 次に地区担当委員の意見を伺いたいと思います。
共に6番委員になりますので意見を伺いたいと思います。

6番委員 先日、〇〇市の耕作状況を見に現地調査に行ってきました。小さい農地が10カ所程に点在していて5反程あるそうですが、麦が植えておりました。1カ所気になったのが畦倒しをされており隣と一帯的に麦が作られており、実際に本人が作られているかは不明です。

また、ご本人が〇〇歳ということで従業員3名を雇用され、規模拡大ということで耕作されるようですが、〇〇歳とご高齢であること、〇〇市居住で1時間以上かかる遠距離ということで無理があるのではと危惧しております。

先ほど事務局説明がありました、書類上は問題が無いようです。

議長 ありがとうございます。

次に審議に入りたいと思いますが、事前には事務局への質問なりご意見は届いていないようですが、改めて皆さんから何かございませんか。

9番委員 私は、この周辺を耕作していますが、諏訪川と申請地の間には水路がありますけれど、これは所有地の土地に水路を設けて自然側溝みたいにして流れているところで、毎年浚渫しないとなかなか下に水が流れないところです。

一番心配しているのが、きちんと水路を管理しないと下に水が流れなくなることです。あまり管理しやすいところではないので、そういう所というのをきちんと理解してあるかということですね。しっかりしてもらわないと下の方が困りますから。理解して頂いているんでしょうか。

議長 事務局分かりますか。

事務局 はい。申請地については、以前から委員の方々より、たくさんご意見を頂いておりましたので、申請人には、水管理が大変であることを説明し、且つ、申請地に水をためないと隣接農地に水が届かない場所があることも説明しております。そういったところを踏まえたうえで稲作を行うとのご返事であり、その証として農地利用誓約書についてもご理解を頂き、ご提出頂いているところでございます。

そういう経過から事務局としましては、受付を行い、検討会を踏まえ議案として挙げているところでございます。

議長 よろしいですか。

9番委員 なんととも言えんですね。

議長 私からよろしいですか。

9番委員は、日頃から水路管理を行って頂かないと下に水が流れないというこ

です。多分、この水路はお互いの土地を出し合って水路にしていいという、協同的な発想で水路を作ったと思います。農業者の間では、水路なり道路が共同であることは市内にいっぱいありますね。

9番委員　いいですか。川の土手を降りて入ってきますが、この周辺はいわゆる農道が無いんですよ。

だから農地から農地へ移動するには、農地を通るんですよ。この周辺は、暗黙の了解で通っていいんだとこのことで耕作しているところがあるんです。そうしないと自分の耕作地まで行けないんですよ。

うちの機械は小さいので、作道というんですか通れますけど、〇〇さんの機械なんかは大きいので通れないので、申請地の農地を通してもらわないと行けないんですよ。そういった事を許可するならば、条件としないと奥の方は死に地になってしまいます。

水路の件と通行の自分の土地に行くことを妨げないということを確認して頂かんといかんなあと思います。

議長　事務局からこのことで何かありますか。

事務局　はい。許可をするには条件付きでとのことですが、3条許可には条件を付すことができますので、ご意見として二点、今までどおりの水路管理を行うこと、並びに通行に際し畦越えで通ることを了承することを記載することは、書類上は可能かと思われます。

議長　許可するには、9番委員からは条件を付してとのことのようです。

9番委員　はい。そうです。

議長　その他のことでは、皆さんからご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長　それでは、水路の管理と通行の了承を付すことで審議を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員　はい。

議長　では、審議を終わり、採決に入ります。

二点の条件を付すことで1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で1番案件は、二点の条件を記し許可することに決定します。

議長 続いて、2番案件も条件を付して許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で2番案件も、二点の条件を記し許可することに決定します。

次に

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、7件の申請がっております。

なお、1番2番は9番委員に、4番から6番までは3番委員に関するものですので、農業委員会等に関する法律第31条により議事参与できないため、その際は退室いたします。

それでは、まず3番と7番の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

3番は、認定新規就農者の〇〇さんが、規模拡大のための申請でございます。

7番は、自作農地となっていた農地を5年ぶりに貸借されるものでございます。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 3番と7番の説明が事務局からございました。

皆さんから何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので採決に入りたいと思います。

3番と7番の一括採決としたいと思いますよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、そのようにいたします。

議案第3号3番と7番の案件に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で許可することに決定いたします。

議長 次に1番2番案件に入りますので、9番委員は退室をお願いします。

－9番委員退室－

では、1番2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番2番は、9番委員の規模拡大による申請でございます。
ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 では、審議に入ります。

皆さんからご意見ご質問はございませんか。

(発言者なし)

議長 ございませんか。

では、審議を終わり採決に入ります。

1番2番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で1番2番案件は許可することに決定します。

9番委員の入室をお願いします。

－9番委員着席－

1番2番は許可することに決定しました。

議長 続いて、4番から6番までに入りますので、3番委員は退室をお願いします。

－3番委員退室－

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

4番は、以前の耕作者である〇〇さんが耕作地整理のため、先月、解約されていたところですが、規模拡大意向のある3番委員に紹介され成立したものでございます。

5番6番は、所有者の耕作困難との申し出から〇〇推進委員の勧めもあり成立したものでございます。なお、当地は、昨年度の利用状況調査で新規の遊休地報告があっていた農地でございます。

ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

議長 ございませんようですので、審議を終わり採決に入ります。

4番から6番までの案件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で4番から6番までを許可することに決定します。

3番委員の入室をお願いします。

－ 3番委員着席－

許可することに決定しました。

続いて、

議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について

議長 議案第3号については、1件の法人報告がっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
要件を満たしているか否か、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 皆さんからご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、審議を終わり採決に入ります。
議案第3号について、要件を満たしていると思われる方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で要件を満たしていることに決定します。

議長 では、次の報告事項に進みます。

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第1号を終わります。
続きまして、

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
申請地は、転用計画予定があり、解約後の利用予定がございます。

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第2号を終わります。
続きまして、

報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
以上で説明を終わります。

議長 何かご質問ございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 無いようですので報告第3号を終わります。
次の

報告第4号 非農地証明について

議長 報告第4号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 説明がございましたが、質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、報告4号を終わります。

議長 これをもちまして、第22回農業委員会総会を終了いたします。

—閉会—

以上